

平成29年12月15日（金）

日程第13 委員会提出議案第1号 伊都・橋本地域に地方・家庭裁判所支部を設置すること等を求める意見書について

○議長（岡 弘悟君）日程第13 委員会提出議案第1号 伊都・橋本地域に地方・家庭裁判所支部を設置すること等を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
総務委員会委員長 17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）それでは、伊都・橋本地域に地方・家庭裁判所支部を設置すること等を求める意見書。

平成29年11月時点で、伊都・橋本地域には人口約9万人弱が生活をしている。これに対して、当該地域を管轄する裁判所は、橋本簡易裁判所及び妙寺簡易裁判所はあるものの、地方裁判所・家庭裁判所の支部はなく、和歌山家庭裁判所妙寺出張所（単に妙寺出張所という）があるだけである。そのため、訴額が140万円を超える民事訴訟事件、民事執行事件、保全事件、破産・再生事件等は、和歌山市内にある和歌山地方裁判所で行う必要がある。また、家庭裁判所でとり行うことのできる事件でも、妙寺出張所では、家事事件の受け付けのほか、一部の家事調停及びわずかの家事審判事件が実施されているだけであり、妙寺出張所で受け付けられた家事調停事件であっても、必ず妙寺出張所で調停期日が行われるとは限らず、仮に妙寺出張所で調定期日が行われたとしても、その期日は1カ月に1回しか行われない運用となっている上、調停が不成立となって審判に移行したり、訴訟提起をしなければならなくなったりした場合には、和歌山市内にある和歌山家庭裁判所で行う必

要がある。

ところが、同庁への公共交通機関は、日中1時間に1本程度しか運行されていないJR和歌山線で乗車時間約1時間を要し、駅からの移動を考慮すると、1時間30分程度予定しておく必要がある。そのため、自家用車を運転できない高齢者等の交通弱者や、自家用車を保有していない住民の裁判所へのアクセスは極めて不便である。また、自家用車を利用することのできる住民であっても、橋本市中心部から和歌山市内までは、近時の道路交通事情の改善を踏まえても、片道1時間程度を要し、高野町からはさらに長時間の運転を強いられる。そのため、裁判所へのアクセス障害を理由に裁判による解決を断念する住民が相当数存する可能性があるが、これでは、憲法第32条の要請する裁判を受ける権利を大幅に制約するものと言わざるを得ない。

このような状況を改善するため、和歌山地方・家庭裁判所支部の設置が早急に実現されなければならない。

また、現在、取扱事件の数や種類が制限されており、1カ月に1回しか調停期日が行われない運用とされている妙寺出張所についても、さらに伊都・橋本地域の住民が利用しやすくなるよう、取扱事件の数や種類のほか、調停期日が行われる頻度も大幅に拡大させなければならない。

よって、国において、速やかに伊都・橋本地域の裁判機能を充実強化し、もって地域住民の裁判を受ける権利を実効化するため、次の事項に係る措置を講ずるよう強く要望する。

- 1、できる限り早急に、伊都・橋本地域に和歌山地方・家庭裁判所支部を設置すること。
- 2、前項の目的が実現されるまでの間、直

ちに、妙寺出張所において取り扱うことのできる事件の数や種類のほか、調停期日が行われる頻度を大幅に拡大させるための人的物的体制を確保し、予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成29年12月。

橋本市議会。

提出先。衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣。

以上でございます。議員のご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 伊都・橋本地域に地方家庭裁判所支部を設置すること等を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

高野口町大野地内における太陽光発電設置に伴う残土埋め立てによる造成工事計画に係る林地開発許可に反対する意見書について から、日程第16 委員会提出議案第4号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について

○議長（岡 弘悟君）日程第14 委員会提出議案第2号 橋本市高野口町大野地内における太陽光発電設置に伴う残土埋め立てによる造成工事計画に係る林地開発許可に反対する意見書について から、日程第16 委員会提出議案第4号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
経済建設委員会委員長 10番 森下君。

〔10番（森下伸吾君）登壇〕

○10番（森下伸吾君）それでは、3件の意見書のご説明をいたします。

橋本市高野口町大野地内における太陽光発電設置に伴う残土埋め立てによる造成工事計画に係る林地開発許可に反対する意見書。

現在、橋本市高野口町大野地内で進められている民間事業者による太陽光発電設置に際し、同地区の山林について、市外から残土を搬入し、埋め立てを行う事業が計画されており、当事業施工には県による林地開発許可が必要である。

また、当該事業箇所には、農業用水の源流となる河川が流れており、流域住民の日常生活にとって大変重要な河川となっている。

しかしながら、先般、工事業者による説明会が2度開催されたが、その内容は極めて不十分なものであり、防災面や水質面など、地元住民にとってはかえって不安をあおるものであったと聞いている。

当該地域は、いまだ美しい自然が残り、先人より受け継ぎ、後世に引き継がなければな

日程第14 委員会提出議案第2号 橋本市

らない土地であるとの思いから、今回の事業については、地元住民全員が反対している。

以上の状況を勘案し、県においては、地元住民の同意なしに当該事業に係る林地開発許可をしないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成29年12月。

橋本市議会。

提出先。和歌山県知事。

次に、一級河川紀の川の早期治水対策を求める意見書。

橋本市では、10月22日から23日にかけて来襲した台風21号本体の雨雲と、停滞する秋雨前線の影響で記録的な雨量になり、紀の川が危険氾濫水位を超えるまで水位が上昇した。

これにより、市内を流れる大谷川が合流する樋門周辺の地域で、建物等への浸水や道路等が冠水する被害をもたらした。

当該地域は過去にも同様の被害がたびたびあったことから、県、市連携して、これまで大谷川の河川改修をはじめ、排水ポンプを設置するなど、治水・内水浸水対策等に取り組んできたところであるが、被害を回避することはできなかった。

今回、建物の床上浸水101件、床下浸水64件をはじめ、公共・農業施設等への土砂流入など甚大な被害を受けている。

また、防災計画、第一次緊急輸送道路に位置づけられた国道370号も冠水し、住民の避難に支障を来した。

よって、国において、今後こうした被害を未然に防止するため、緊急かつ特段の支援措置を講じられるよう下記事項について強く要望する。

1、紀の川河川整備計画に位置づけられた小田井狭窄部対策の一刻も早い整備推進を図ること。

2、洪水の安全な流下に支障となっている箇所について、堆積土砂の撤去や樹木の伐採を早急に行うこと。

3、ゲートポンプの整備等樋門の抜本的な改修を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月。

橋本市議会。

提出先。衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣。

次に、道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

道路は、地域経済の活性化や住民の安全・安心な生活を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、重要な社会資本の一つである。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、道路財特法という）の規定により、交付金事業などの補助率等が嵩上げされてきたが、平成29年度までの時限措置となっている。

本市においては、住民の安全・安心な生活環境を確保するため、通学路の交通安全対策や道路施設の老朽化対策などに交付金事業等を活用しているが、未実施箇所も多く残されており、道路財特法の嵩上げ措置が廃止されると、財源不足による事業の遅延を招き、深刻かつ重大な影響が及ぶこととなる。

よって、国においては、地方が真に必要なとする道路整備と今後増大する道路施設の維持管理を着実に推進するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

1、平成30年度道路関係予算について所要額を満額確保すること。

2、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置に

については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月。

橋本市議会。

提出先。衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、総務大臣、内閣官房長官。

以上、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）説明が終わりました。

これより委員会提出議案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより委員会提出議案第2号 橋本市高野口町大野地内における太陽光発電設置に伴う残土埋め立てによる造成工事計画に係る林地開発許可に反対する意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第3号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより委員会提出議案第3号 一級河川紀の川の早期治水対策を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第4号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより委員会提出議案第4号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議において、意見書案4件が議決

されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。